

(公 印 省 略)
令和 7 年 3 月 2 4 日

川西市議会議長
岡 留 美 様

総務生活常任委員長
田 中 麻 未

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第 1 0 1 条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和7年3月3日）

1. 議案第9号 川西市コミュニティセンター牧の台会館等の指定管理者の指定について

議案の概要

本案は、川西市コミュニティセンター牧の台会館等の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 配付資料によると、満願寺ふれあい会館において、審査項目のうち「個人情報の保護及び情報公開の取り組み内容は適切であるか」が他の施設と比較して低評価であることから、指定管理者候補者に対して個人情報保護に関する研修を実施するなど、市の考えを伺いたい。

答 指定管理者による個人情報の管理に関して、市では研修を実施していないものの、毎年、評価時期には各施設において個人情報を含む文書の管理及び廃棄方法を確認し、必要に応じて指導もしている。当該会館における個人情報保護への取組に関しては、相対的な評価は高いとは言えないが、評価点数に大幅な差はないことから、特に指導はしていない。

特記事項 配付資料あり（①非公募理由 ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

2. 議案第15号 川西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用する事務の追加等のため、条例の一部を改正するにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 今回の条例改正について、主たる内容は法律の改正に伴うものという認識でいいのか確認したい。

答 今回の改正は、法律の改正に関する内容に加え、市独自の個人番号利用事務として、社会福祉法人における利用者負担の軽減に関する事務と障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業の実施に関する事務を追加するもので、転入時などの証明書等の持参が不要となり、市民の利便性が向上するものと考えている。

特記事項	なし
審査結果	原案可決（全員賛成）

3. 議案第16号 川西市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要 本案は、令和6年8月の人事院による国家公務員の給与改定勧告への対応等を行うため、川西市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するもの。
質疑の概要 問 令和6年8月の人事院勧告に基づく給与条例の改正議案を3月議会に上程していることについて、その経緯を伺いたい。 答 今年度の人事院勧告は、基本的には増額改定であるが、人事院勧告により地域手当の支給割合を引き下げる必要があったことから、職員団体と妥結するのに時間を要した結果、3月議会への上程に至ったものである。 問 最低賃金については、現状、給料月額に地域手当を含めることで保障されていると認識しているが、地域手当の支給割合引下げの影響により、最低賃金を下回る職員が生じないか伺いたい。 答 最低賃金を下回るような職員が生じる場合には、給料月額の号給を引き上げることで最低賃金を保障するように考えている。
特記事項 修正案提出あり 【修正案の内容】 川西市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正に係る条項を削除する。 【修正案に対する質疑】 問 令和7年度、特別職報酬等審議会の開催が予定されている中で、修正案を提案する理由を伺いたい。 答 市長をはじめとする特別職も給与を削減しており、厳しい生活を強いられている市民に寄り添うためにも、議員も身を切っていかなければならないと考え、修正案を提出するものである。 問 本修正案による効果額について伺いたい。 答 原案において追加する市議会議員の期末手当支給額は、議員24人分として約147万円であるため、その分の削減効果を見込める。
審査結果 修正案否決（賛成少数）、原案可決（賛成多数）

4. 議案第17号 川西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要 本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、条例の一部を改正するもの。
質疑の概要 問 議案質疑資料によると、勤務年数35年以上の団員が50人となっていることから、退職報償金の勤務年数区分に35年以上の区分を追加することは理解するが、改正に至った経緯を伺いたい。 答 今回、施行令が改正されたのは、新たな消防団員を確保する必要があることや、処遇改善により長年勤務された団員の苦勞に報いる措置を講ずることで、既に在籍している団員にやりがいを持って活動に従事してもらうことが重要であると判断し改正されたものと認識しており、その改正の趣旨に則って条例を改正するに至ったものである。
特記事項 議案質疑資料あり（1. 現在所属する消防団員の階級・勤続年数ごとの人数について）
審査結果 原案可決（全員賛成）

5. 議案第28号 令和6年度川西市一般会計補正予算（第8回）

議案の概要 第1表 歳入の全部。歳出第1款議会費。第2款総務費のうち第1項総務管理費第6目財産管理費 管財事業、第7目公共施設マネジメント費を除く全部。第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費及び第3目総合センター費。第4款衛生費のうち第1項保健衛生費第6目上水道費、第2項環境衛生費、第3項清掃費。第5款労働費。第6款農林業費。第7款商工費。第8款土木費第3項都市計画費第4目下水道費。第9款消防費。第10款教育費第7項生涯学習費。第12款公債費。 第2表 継続費補正 第3表 繰越明許費補正 第4表 債務負担行為補正 第5表 地方債補正
質疑の概要 （1）第1表 歳入 ①第10款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

問 今回の補正によって、予算額を２０３４万３０００円としているが、この金額が令和７年度以降の基準となるのか確認したい。

答 当該金額は６年度分として算出された金額である。７年度は、国の予算額が３年に一度見直しされる年度となっていることから、他市町村との兼ね合いもあるが、最近の傾向からすると、７年度は若干増えるのではないかと分析している。

②第１１款 地方特例交付金

問 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を６２５万円追加していることについて、補填の対象となっている税目などの詳細を伺いたい。

答 新型コロナウイルス感染症対策として、先端設備導入計画に基づき新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するための固定資産税を軽減する措置があり、その減収額を全額補填するため交付されるもので、決算額が見えてきたことから今回補正するものである。

③第１５款 使用料及び手数料

問 みつなかホールとアステ市民プラザの使用料がそれぞれ減額となっていることについて、みつなかホールの休館によりアステ市民プラザの収入は増えるものと認識していたことから、アステ市民プラザの使用料が減額となっている要因を伺いたい。

答 補正減する要因は、貸室稼働率は前年度と比較して上昇しているものの、市制７０周年に関する事業で行政による利用が増えていることから、使用料収入が減少したことによるものと考えている。

問 留守家庭児童育成クラブ育成料を４５４万２０００円追加している一方で、留守家庭児童育成クラブ運営事業費補助金については、国と県の補助金をそれぞれ３９００万円の減額としているが、その理由を伺いたい。

答 補助金の減額理由は、開設を予定していた民間育成クラブの誘致が進まなかったことから、クラブの運営や開所の準備に係る補助金が不要となったためである。

③第１６款 国庫支出金

問 １億５４６５万９０００円を追加している物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、１億６７０５万３０００円の減額となっている学校給食費徴収金との関係で、当該交付金を３学期の給食費無償化に活用すると認識していたが、その増減額が一致しない要因を伺いたい。

答 当該交付金の内訳として、給食費無償化の財源を１億６７０５万３０００円追加していることに加え、定額減税システム改修費を１２３９万４０００円減額していることから、差し引きした結果、合計１億５４６５万９０００円の追加となっているものである。

(２) 同 歳出

①第１款 議会費

質疑なし

②第２款 総務費

問 キセラ川西プラザ運営事業において、光熱水費で１３４９万４０００円を減額している点について、昨年３月の補正予算では１０００万円を減額していることから、その差異が生じた要因を伺いたい。

答 物価高騰が懸念されていたことから、光熱水費が大幅に高騰していた令和４年度を基準とし当初予算を算出したものの、想定していたほどの費用の上昇には至らなかったことから、昨年以上の減額幅となっているものである。

③第３款 民生費

質疑なし

④第４款 衛生費

問 分別収集事業における一般廃棄物収集運搬業務委託料において、燃料価格の高騰に伴い３５０万円を追加しているが、その詳細について伺いたい。

答 業務委託契約において物価変動に対するスライド条項を規定しており、当初積算していた金額から燃料価格が１．２倍を超える場合に、契約者同士で協議の上、その超過分を支払うこととなっていることから追加したものである。

⑤第５款 労働費

質疑なし

⑥第６款 農林業費

問 農業委員会運営事業の委託料を２４８万６０００円減額していることについて、地域計画目標地図等作成業務を委託せずに市職員が地図を作成した旨の説明であったが、その経緯について伺いたい。

答 当初は、農地台帳システム保守契約の付帯業務として委託する予定であったが、保守契約の範囲内で業者の協力を得ることで、市職員でも作成できることが判明したことから、業務委託は行わなかったものである。

⑦第7款 商工費

質疑なし

⑧第8款 土木費

質疑なし

⑨第9款 消防費

質疑なし

⑩第10款 教育費

質疑なし

⑪第12款 公債費

質疑なし

(3) 第2表 継続費補正

質疑なし

(4) 第3表 繰越明許費補正

問 物価高騰重点支援給付金支給事業として、4629万3000円の繰越明許費を追加することについて、給付金支給の見通しについて伺いたい。

答 給付金の支給については、令和7年2月から実施しており、多くは年度内に支給可能であると考えているが、申請期限を5月末に設定していることから、一部の給付金が7年度の支給になると見込んでいる。

(5) 第4表 債務負担行為補正

質疑なし

(6) 第5表 地方債補正

質疑なし

特記事項	なし
審査結果	原案可決（賛成多数）

6．議案３６号 川西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要
本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正に伴い、非常勤消防団員に係る損害補償の基礎を定める政令の一部を改正する政令が令和7年2月21日に公布されたことから、条例の一部を改正しようとするもの。
質疑の概要
問 補償基礎額の改定額が一律となっていないことから、算定根拠を伺いたい。 答 本案は、あくまで国が定める政令に準拠して補償基礎額を定めており、改定額については市が算出しているものでない。
特記事項
なし
審査結果
原案可決（全員賛成）